

住之江区役所窓口サービス課 会計年度任用職員募集要項

1 募集区分

- ① 住之江区役所窓口サービス課税証明発行等窓口業務に係る会計年度任用職員（以下、区役所窓口サービス課税証明発行等会計年度任用職員 とします）
- ② 住之江区役所窓口サービス課（南港ポートタウン・サービスコーナー）税証明発行等窓口業務に係る会計年度任用職員（以下、南港ポートタウン・サービスコーナー税証明発行等会計年度任用職員 とします）
- ③ 住之江区役所窓口サービス課（南港ポートタウン・サービスコーナー）証明書発行等窓口業務に係る会計年度任用職員（以下、南港ポートタウン・サービスコーナー証明書発行等会計年度任用職員 とします）

※ 以下で特に募集区分の記載がない場合は、上記の①・②・③の募集区分で共通の内容となります。

2 募集人数

- ① 区役所窓口サービス課税証明発行等会計年度任用職員 1名
- ② 南港ポートタウン・サービスコーナー税証明発行等会計年度任用職員 1名
- ③ 南港ポートタウン・サービスコーナー証明書発行等会計年度任用職員 2名

3 業務内容

- ① 区役所窓口サービス課税証明発行等会計年度任用職員
 - (1) 各種税証明書発行や届出に関すること
 - (2) 自動車臨時運行許可に関すること
 - (3) 市税の納付対応
 - (4) 非課税証明発行を前提とした税申告受付
 - (5) その他関係事務
- ② 南港ポートタウン・サービスコーナー税証明発行等会計年度任用職員
 - (1) 各種証明書の発行に関する業務
 - ・税証明書の発行に関すること
 - ・住民票の写し等の発行に関すること
 - ・印鑑登録(住之江区内に限る)及び印鑑証明書発行に関すること
 - ・戸籍謄抄本等の発行に関すること
 - ・戸籍附票の写しの発行に関すること
 - (2) 敬老優待乗車証新規交付申請書の受付に関する業務
 - (3) 上記(1)(2)にかかる各種相談に関する業務
 - (4) その他、住之江区南港ポートタウン・サービスコーナーの取扱事務の補助
- ③ 南港ポートタウン・サービスコーナー証明書発行等会計年度任用職員
 - (1) 各種証明書の発行に関する業務
 - ・住民票の写し等の発行に関すること

- ・印鑑登録(住之江区内に限る)及び印鑑証明書発行に関すること
 - ・戸籍謄抄本等の発行に関すること
 - ・戸籍附票の写しの発行に関すること
- (2) 敬老優待乗車証新規交付申請書の受付に関する業務
- (3) 上記(1)(2)にかかる各種相談に関する業務
- (4) その他、住之江区南港ポートタウン・サービスコーナーの取扱事務の補助

4 応募資格

- (1) 以下に該当する者
一般的な事務作業(パソコン操作、窓口・電話対応など)のできる者
- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者
【地方公務員法第16条(抜粋)】
(欠格条項)
1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで。最長令和11年3月31日まで)

6 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数および休日

① 区役所窓口サービス課税証明発行等会計年度任用職員

【勤務時間・日数】

- ・月曜日から木曜日のいずれか3日間：午前9時から午後5時30分まで(うち休憩45分)
- ・金曜日：午前9時から午後4時30分まで または 午前11時30分から午後7時まで(うち休憩45分)
- ・週4日30時間勤務

【休　　日】

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始
 - ・平日の月曜日から木曜日のうち、指定された曜日
- ②・③共通（南港ポートタウン・サービスコーナー会計年度任用職員）

【勤務時間・日数】

- ・月曜日から金曜日のいずれか4日間：午前9時～午後5時15分 または 午前9時15分～午後5時30分（うち休憩45分）
- ・週4日30時間勤務

【休　　日】

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始
- ・平日の月曜日から金曜日のうち、指定された曜日

（2）勤務場所

- ① 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 住之江区役所1階
- ②・③ 大阪市住之江区南港中2丁目1番99号 大阪南港ポートタウン管理センター2階

（3）報酬等

報酬（月額） 176,436円～196,620円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当（上限あり）や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は、募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（4）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none">・夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・産前産後休暇・配偶者分べん休暇・育児参加休暇・出生サポート休暇※1・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none">・生理休暇・妊娠障害休暇・育児時間休暇・ドナ一休暇・子の看護休暇※1・短期介護休暇※1

（※1）別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

（5）社会保険

健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(6) 服務

- ・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(7) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

- (1) 筆記試験
- (2) 面接

7 選考日時及び選考会場

日時：令和8年2月11日（水曜日・祝）午後2時00分開始（午後1時45分集合）

場所：住之江区役所内 3階会議室

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※ 次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 採用申込書

- ① 住之江区役所窓口サービス課税証明発行等窓口業務に係る会計年度任用職員採用申込書
- ② 住之江区役所窓口サービス課（南港ポートタウン・サービスコーナー）税証明発行等窓口業務に係る会計年度任用職員採用申込書
- ③ 住之江区役所窓口サービス課（南港ポートタウン・サービスコーナー）証明書発行等窓口業務に係る会計年度任用職員採用申込書

※ 過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※ 採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申し立て書 1通

※ 申し立て書は本市所定の様式に限ります。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※ 特定記録にて返送します。必ず宛先を記載のうえ、320円切手を貼付してください。

○採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア 申込み期間

令和8年2月3日（火曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで

イ 申込書受付場所

〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

住之江区役所窓口サービス課（住民登録・戸籍）7番窓口

(2) 郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

令和8年2月3日（火曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて送付してください。

イ 申込書送付先

上記（1）イと同じ

○受験案内の送付

試験時間等の詳細については、特定記録郵便にて送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年2月9日（月曜日）午後1時までに受験案内が届かない場合は、同日午後5時までに住之江区役所窓口サービス課（住民登録・戸籍）へ連絡してください。

○結果の発表

合否については、受験者本人あて全員に送付します。受験者本人以外にはお知らせできません。

また、お電話でのお問い合わせには応じられません。

9 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ・試験合格者について、後日応募資格がないこと、申込書ほか受験に際し提出した書類の記載内容及び面接試験での口述内容に誤りがあった場合には、採用を取り消すことがあります。
- ・選考当日の集合時刻より、10分以上遅刻した場合は受験できません。
- ・選考の結果、成績が一定の水準に達しない場合は、採用を見合わせることがあります。
- ・車いすを使用されるなど、身体等の事情により、試験会場等に配慮を必要とする方は、申し込みの際にお知らせください。
- ・本案件については、令和8年度予算発効をもって有効とします。

10 問合せ先

住之江区役所窓口サービス課（住民登録・戸籍）
〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号
電話 06-6682-9963

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと